令和７年（フ）第１６６号
鳥取県鳥取市永楽温泉町505番地第１ガーデンハイツ観光502号、旧住所鳥取県鳥取市田園町４丁目321番地グロリアス201号
破産者　松本　恭雄
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１２号
北海道室蘭市母恋南町３丁目23番10号、前住所北海道室蘭市中島本町３丁目209番地６
破産者　齋藤　隆志
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和７年（フ）第１１７号
青森県八戸市大字鮫町字横道通14番地１
破産者　松坂　和治
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第３０号
青森県三戸郡田子町大字田子字風張26番地の21
破産者　小舘　幸子
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第４８号
青森県三戸郡田子町大字田子字池振下モ平52番地の２
破産者　中村　昭法
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第５７号
青森県八戸市大字白銀町字大沢頭17―１、住民票上の住所青森県八戸市桜ケ丘二丁目23番17号
破産者　山崎　浩基
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第１５４号
静岡県浜松市中央区北島町677番地の１　コーポキタジマ２Ｃ
破産者　鈴木奈津美
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第１６２号
静岡県浜松市中央区天王町1369番地の１　宮北ハイツ101
破産者　田中　博也
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和７年（フ）第２２５号
滋賀県甲賀市水口町下山457番地
破産者　伴　　美奈
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２４８号
京都府京田辺市三山木直田７　コスモクリーンハイツ　413号、住民票上の住所和歌山市里244番地２
破産者　木村　将行
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第３４０号
京都府城陽市平川中道表20番地の18
破産者　坂尻　　彰
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第４３８号
さいたま市見沼区大字大谷1679番地４
破産者　清水　誠一
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第１５２号
広島県呉市押込２丁目12番７号
破産者　楠田　　隆
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

令和７年（フ）第１９１号
広島県福山市大門町三丁目34番29号
破産者　後藤　和子
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第３号
広島県福山市緑陽町２丁目14―12、住民票上の住所広島県東広島市八本松町篠687番地２
破産者　山下慎太郎
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第１１号
高知県須崎市西糺町14番１号　Ｅ棟103号
破産者　石川　浩司
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所須崎支部

令和７年（フ）第５４２号
宮崎市清水１丁目11番９号
破産者　カフェグレコこと　佐藤　利一
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１１９号
宮崎県児湯郡高鍋町大字上江8307番地　グリーンステージ203号、前住所宮崎県児湯郡高鍋町大字持田2518番地
破産者　原　さおり
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係